

# 体罰根絶に向けた総合的な対策

平成26年1月  
東京都教育委員会

# 目次

## 体罰根絶に向けた総合的な対策

1	体罰防止に関する教員研修の徹底	・・・ 1
(1)	全校で、全教員に対し、年度初めに体罰禁止を徹底	
(2)	体罰防止校内研修の全校実施	
(3)	教員の意識を改革する新たな研修の展開	
(4)	校長等管理職のマネジメントの強化	
2	体罰をチェックする機能の強化	・・・ 4
(1)	体罰関連行為のガイドラインの活用	
(2)	コンプライアンスと管理職の果たす役割	
(3)	体罰等実態調査の継続実施	
(4)	子供の声が届く相談機能の充実	
3	体罰を容認する風土を刷新するための取組	・・・ 5
(1)	体罰根絶の考え方の周知徹底	
(2)	保護者等への学校公開や授業参観の一層の推進	
(3)	体罰事案の報告方法の統一	
(4)	処分量定の見直し	
4	体罰のない部活動の推進	・・・ 6
(1)	顧問教諭に対する指導者講習会の実施	
(2)	部活動単位で、保護者等との意見交換会を開催	
(3)	Good Coach 賞の創設	
(4)	スポーツ医・科学的視点の積極的導入	
(5)	学校管理運営規則に、顧問教諭の業務内容を明示	
(6)	外部指導員との契約関係の明確化	
(7)	外部指導員の資格要件	
(8)	外部指導員や上級生への対応	
(9)	顧問教諭の努力に応えるための条件整備	
関係資料		
資料 1	体罰の定義と体罰関連行為のガイドライン	・・・ 9
資料 2	体罰根絶に関する教員研修体系	・・・ 10

## 体罰根絶に向けた総合的な対策

東京都教育委員会は、大阪市立桜宮高等学校の体罰事件を契機として、平成25年2月に部活動指導等の在り方検討委員会を設置した。部活動指導等の在り方検討委員会においては、体罰が起こる原因や背景、そして体罰を根絶していくための対策を検討し、平成25年9月、体罰根絶に向けた総合的な対策（部活動指導等の在り方検討委員会報告書）を取りまとめた。

本報告書を受け、都内の全ての公立学校から体罰等を一扫していくため、体罰根絶に向けた総合的な対策を以下のとおり定め、学校や区市町村教育委員会と一体となって、体罰根絶に向けた取組の更なる強化を図っていく。

### 1 体罰防止に関する教員研修の徹底

#### (1) 全校で、全教員に対し、年度初めに体罰禁止を徹底

ア 校長は全教員に対し、毎年度初めに、体罰関連行為のガイドライン（資料1）、体罰禁止についての基本的考え方、学校としての方針について周知・徹底を図る。

イ 全ての教員は、学校経営計画を踏まえて、毎年度、自己申告書、年間指導計画等において、体罰禁止に対する自らの考え方、自覚や決意を主体的に表明する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
①校長・副校長連絡会での体罰禁止の徹底	4月実施	4月実施	指導部
②全校で体罰禁止を学校経営計画に明記	準備 3月通知	4月実施	都立学校教育部
③服務関連啓発資料による周知	3月送付	3月送付	人事部

#### (2) 体罰防止校内研修の全校実施

年度初めや体罰防止月間における体罰防止校内研修にて、体罰関連行為のガイドラインの確認、事例研究、チェックリストの活用、部活動顧問会議の開催等により共通理解と体制整備を進め、学校を挙げて体罰等防止の気運を醸成する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
①体罰防止校内研修の実施	準備	4月実施	指導部
②体罰防止月間における校内研修の実施	7月実施	7月実施	人事部

### (3) 教員の意識を改革する新たな研修の展開

#### ア 体罰防止研修の体系化（資料2）

- ・ 経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を繰り返し研修し、より深く理解し実践に生かすことができるよう体系化を図る。
- ・ 新規採用から3年間で、全ての教員が、児童・生徒理解の基本、体罰禁止の基本的考え方、部活動顧問の在り方を含め、徹底して研修する。
- ・ 10年次や管理職昇任時の節目研修においては、児童・生徒指導の基本に立ち返り改めて体罰禁止の考え方を徹底する。

#### イ 特別な研修プログラムの開発・実施

感情を抑えられずに衝動的に体罰を振るう教員等に対しては、アンガーマネジメントやストレスコントロールなどの特別な研修プログラムを開発・実施する。

#### ウ 専門家による矯正プログラムの開発・実施

体罰を指導の手段と考え、繰り返し行う場合には、専門家による矯正プログラムを開発し、個別に再発防止研修を開発・実施する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
①体罰防止研修の体系化	準備	4月実施	指導部 教職員研修センター
②特別な研修プログラムの開発・実施	試行的実施	検証・実施	
③専門家による矯正プログラムの開発・実施	準備	4月検討会設置	人事部

### (4) 校長等管理職のマネジメントの強化

#### ア 校務分掌組織の明確化

部活動指導を校務分掌組織生活指導部の下に明確に位置付け、部活動を所管する部署と責任を明確にすることにより、校長による学校管理運営の強化・徹底を図る。

#### イ 校長による予防的個別指導の徹底

自己申告書の面接の機会等を通じて、教職員一人ひとりの体罰や不適切な指導・暴言等に関する認識を把握するとともに、課題がある場合には、教職員の意識改革と行動変容のために、適切に教職員との話し合いを行う。

#### ウ 体罰を行った場合には、部活動指導の謹慎期間を設定

学校は、顧問教諭による体罰等が発覚した場合、部活動指導を禁止することや部活動指導に復帰するまでの対応、その後の経過観察等について、部活動における暴力的指導の対応に関する基本的考え方を基本に適切に行う。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
①「都立学校管理運営規程（標準規程）」の改正	準備 3月通知	4月実施	都立学校教育部
②「都立高校学校経営指標」等に体罰防止に関する確認項目を設定	準備 3月通知	4月実施	
③教育職員の自己申告実施の留意点について通知	5月通知 3月通知	3月通知	人事部
④「部活動において体罰等の暴力的指導が行われた場合の対応について」を通知	5月通知	継続	指導部

## 2 体罰をチェックする機能の強化

### (1) 体罰関連行為のガイドラインの活用

体罰関連行為のガイドラインを基に、実際の指導場面を映像化した視聴覚ビデオを制作し、教員はもとより、児童・生徒、保護者を交えて視覚的に確認し共通認識を深める。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
体罰関連行為のガイドラインのDVD制作	準備	4月学校配布・活用	指導部

### (2) コンプライアンスと管理職の果たす役割

校長等管理職は、教職員、児童・生徒、保護者に、都教育委員会が開設した公益通報弁護士窓口について周知し、学校内の「法令違反等の不適正な行為」（教職員の不正行為、体罰など）に対するコンプライアンス体制を充実する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
公益通報弁護士窓口の設置	4月設置	継続	総務部

### (3) 体罰等実態調査の継続実施

体罰等の実態を的確に把握するため、引き続き体罰等実態調査を実施する。

調査は、教員への聞き取りや児童・生徒への質問紙調査を基本とし、東京都教育委員会と区市町村教育委員会が相互に協力して主体的に実施する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
体罰等実態調査	12月実施	4月公表 12月実施	人事部 指導部

### (4) 子供の声が届く相談機能の充実

東京都教育相談センターや区市町村の教育相談機関の一層の周知を図るとともに、学校では、担任、養護教諭、スクールカウンセラーの相談機能や目安箱の設置、インターネットの利用等、児童・生徒が困ったことや心配なことなど他人に相談できないような声を届けられるようにする。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
東京都教育相談センター電話相談等の周知	継続	継続	教育相談センター

### 3 体罰を容認する風土を刷新するための取組

#### (1) 体罰根絶の考え方の周知徹底

保護者や地域の関係者に対し、保護者会、学校公開、学校運営連絡協議会等の様々な機会を捉えて、体罰禁止の趣旨と学校の取組を説明して理解を求め、体罰否定の考え方を啓発する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
①学校運営連絡協議会における周知	3月通知	4月実施	都立学校教育部
②都教委訪問等により指導主事が周知徹底	継続	継続	指導部

#### (2) 保護者等への学校公開や授業参観の一層の推進

保護者や地域の関係者に対し、学校をより一層公開して、学校の考え方の広報と指導内容・方法の開示に努めるとともに、学校評価アンケート等を活用し学校外からの評価を受ける。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
学校評価アンケートに体罰に関する項目設定	3月通知	4月通知	都立学校教育部

#### (3) 体罰事案の報告方法の統一

体罰事案が都内公立学校全体で報告され、同様の判断基準により、統一的な対応や事故処理を行うことができるような方法を確立する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
共通報告様式による仕組みを構築	1月実施	継続	人事部

#### (4) 処分量定の見直し

「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」に定める体罰の処分量定の基準について、抑止効果を高めるため、記載内容の明確化及び量定の引上げを行う。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
処分量定の見直し	準備	4月施行	人事部

#### 4 体罰のない部活動の推進

##### (1) 顧問教諭に対する指導者講習会の実施

学校体育団体等と連携を図り、全ての顧問教諭や外部指導員を対象として指導者講習会を開催し、基本的なスポーツの指導方法、言葉で伝える力を高める指導法等を研修する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
運動部活動指導者講習会の実施	学校体育連盟と調整	4月実施	指導部

##### (2) 部活動単位で、保護者等との意見交換会を開催

学校として、部活動に参加している生徒の保護者会を開催し、指導状況の参観や顧問との意見交換等を行うことにより、相互理解を深め協力を求める。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
部活動単位で保護者会の開催	1月通知	4月実施	指導部

##### (3) Good Coach 賞の創設

児童・生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問教諭を顕彰し、「Good Coach 賞」を授与するなどにより、生徒の意欲を高める部活動指導を普及する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
Good Coach 賞の創設	準備	2月表彰	指導部

##### (4) スポーツ医・科学的視点の積極的導入

学校体育団体等と連携を図り、全ての顧問教諭や外部指導員を対象として指導者講習会を開催し、スポーツ医・科学に基づくトレーニングや指導法等を研修する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
スポーツ医・科学的視点の導入	学校体育連盟と調整	4月実施	指導部

(5) 学校管理運営規則に、顧問教諭の業務内容を明示

東京都立学校の管理運営に関する規則の部活動に関する規定を見直し、顧問教諭が、生徒や保護者に対し自ら指導方針等を示していくよう、顧問教諭の行うべき基本的な事項を規定する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
「東京都立学校の管理運営に関する規則」第12条の12の改正	準備	4月施行	都立学校 教育部 指導部

(6) 外部指導員との契約関係の明確化

学校に外部指導員を導入する場合、委嘱・承諾書等の契約行為を文書で明確に行うとともに、外部指導員と契約を交わす際には、体罰等の違法行為があった場合、契約を解除することについて、あらかじめ確認することを徹底する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
外部指導員に対する委嘱等の適正手続	3月通知	4月実施	都立学校 教育部 指導部

(7) 外部指導員の資格要件

外部指導員の実態を把握し、その結果から、外部指導員の位置付けや外部指導員を導入する場合の資格要件を明確にする。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
外部指導員の資格要件	実態調査の実施	7月施行	指導部

(8) 外部指導員や上級生への対応

都立学校における校長が委嘱した外部指導員に対し、資格証とバッジを配布し学校の教育方針の下でその指導力や専門性を発揮させる。部活動の生徒には、暴力で問題解決を図ることのないよう、日頃からの指導を徹底する。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
外部指導員の資格証・バッジの作成・配布	準備	7月配布	指導部

(9) 顧問教諭の努力に応えるための条件整備

週休日等における部活動指導や大会引率等の顧問教諭の負担感が指摘されており、部活動の振興を図るための顧問教諭の努力に応えるための条件整備について、引き続き検討していく。

具体的な取組	実施スケジュール		所管
	平成25年度	平成26年度～	
顧問教諭の努力に応える条件整備	国の動向を踏まえて検討 		人事部